平成２１年（フ）第１１８号
広島県尾道市浦崎町3478番地３
債務者　桑田　和則
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
広島県三原市本町３丁目27番20号
債務者　渡辺　尚行
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２０年（フ）第２３０号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番3143号
債務者　阪中　將志
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０５号
愛媛県四国中央市土居町土居2078番地
債務者　鈴木　俊悟
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１１３号
愛媛県新居浜市上原４丁目６番74号
債務者　田代　和子（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２０号
愛媛県四国中央市川之江町2306番地　四国洋行ハイツ303号
債務者　脇　可南子（旧姓旭）
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２６号
愛媛県四国中央市上分町404番地３　吉田マンション207号
債務者　木浦　秀幸
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３５号
愛媛県西条市新田258番地
債務者　伊藤　千文
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２５３号
福岡県久留米市南１丁目24番６―201号
債務者　一木　満秀
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５４号
福岡県久留米市南１丁目24番６―201号
債務者　一木みゆき
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８２号
福岡県久留米市国分町827番地９
債務者　水田　孝典
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７号
宮崎県串間市大字西方3371番地２
債務者　野間　千保
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
宮崎県東臼杵郡門川町本町１丁目６番地
債務者　矢野喜代美
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１９５号
宮崎県日向市大字細島446番地１
債務者　是澤まさ子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第１１５号
鹿児島県垂水市旭町73番地市住旭町ＲＣ－６
債務者　小浜　洋行
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
鹿児島県曽於市末吉町岩崎2091番地２
債務者　坂口淳一郎
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1375番地
債務者　比嘉　千晴
１　決定年月日時　平成21年７月29日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２９６号
秋田市山王６丁目７番13号　秋日ビル205号
債務者　鎌田　　仁
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部